

学 則

AMA 日本カレッジ

〒660-0814

兵庫県尼崎市杭瀬本町1丁目16番3号

電話 : 06-7777-4618

FAX : 06-6423-7269

AMA日本カレッジ 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人が地域社会に溶け込めるよう日本語教育を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、AMA日本カレッジという。

(位置)

第3条 本学は、兵庫県尼崎市杭瀬本町1-16-3に置く。

(自己点検・自己評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第1部	進学2年コース	2年	20人	1クラス	4月生…20人
第1部	進学1年6カ月 コース	1年6カ月	20人	1クラス	10月生…20人
第2部	進学2年コース	2年	20人	1クラス	4月生…20人
第2部	進学1年6カ月 コース	1年6カ月	20人	1クラス	10月生…20人
計			80人	4クラス	4月生…40人 10月生…40人

2 各コース、クラスごとに生徒による立候補・推薦または投票により、委員長（クラス代表）を選出し円滑なクラス運営を実施する。

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月、10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業(4週間)
- (5) 冬季休業(2週間)
- (6) 春季休業(2週間)
- (7) 卒業生の春季休業は毎年卒業式(3月8日)の翌日から3月31日までとする

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、午前の部9:00~12:20、午後の部13:05~16:25とする。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年コース

授業科目	内容	総授業時数・授業実施週数
第1部進学2年コース	進学の準備	1600時間・80週
第2部進学2年コース	進学の準備	1600時間・80週

(2) 進学1年6カ月コース

授業科目	内容	総授業時数・授業実施週数
第1部進学1年6カ月コース	進学の準備	1200時間・60週
第2部進学1年6カ月コース	進学の準備	1200時間・60週

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、定期試験、期末試験等を総合して決定し、5段階評価とする。また、生活態度などの評価を行い内申点として学習評価に反映する。

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員4人以上（うち専任2人以上）
- (4) 生活指導担当者 1人以上（うち専任1人以上）
- (5) 事務職員 1人以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 教務主任は、教務を統括し、全課程の品質管理を行う。

5 職員会議等の会議に関する規定は今後、校長が定める。

6 教員が1名で授業するのが困難な場合、サポートとして1名を配置することができる。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 海外において大学以上を卒業した者を原則とする。ただし校長が特別に入学を認めた者は除く。
- (2) 修業年限15年以上もしくは、15年以上の就業年数と同等の学力を有する者
- (3) 日本語を150時間以上履修、日本語能力試験N5程度以上の能力を有する者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月または10月とする。

(入学手続)

第14条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに願出しなければならない。

(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、校長が入学者を決定する。

(3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(4) 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合には、速やかに本学に申し出なければならない。

(休学・復学・欠席)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

3 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、欠席する場合はその事由を授業開始時間までに電話またはメールで連絡しなければならない。その欠席事由が感染症・身内の不幸などであれば校長の判断により公欠として扱うことがある。

(退学・転校)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 転校は認めない。但し、やむを得ない事情により期間の途中で転校を希望する者は、請求済みの学費を納付した上で、転校の事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

例、駐輪場ルールを守らない、サンダルでの通学禁止ルールを守らない。

(2) 学力不足等で卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく無断欠席・無断遅刻を繰り返す者

(4) 学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

例、授業中にスマートフォンを見る、サングラスを外さない。

(5) 他の学生に迷惑を掛けるような行為をする者

例、授業中に大声で邪魔をする。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 30,000円
- (2) 入学金 50,000円
- (3) 授業料 月額50,000円、年額600,000円

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学を申請した場合、前項の規定にかかわらず、校長は休学期間中の授業料の全部又は一部を免除することができる。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、校長は授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料及び振込手数料を除いた生徒納付金は返還する。

2 学費は1ヶ月単位の計算とする。出席日数が少なくても日割り計算はしない。

3 生徒本人の都合により入国が遅れ、入学が遅れた場合でも、各入学予定月(4月・10月)からの学費を納入しなければならない。

第6章 雑則

(寄宿舎・寮)

第24条 寄宿舎・寮について、入学後6か月間は学校指定の寄宿舎・寮に入居するものとする。入国前の手続き時に申し出た入居希望物件の6か月間の家賃、保証金を支払うものとする。

2 寮費は1か月単位の計算とする。入居日数が少なくても日割り計算はしない。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回学校が指定した医療機関にて実施する。

(各種証明書の発行)

第26条 学校が発行する各種証明書(卒業証明書、成績証明書など)は本人から発行依頼があった場合のみ発行する。

2 全ての証明書の発行手数料は1通につき300円(税抜き)とする。郵送料金は発行依頼人が支払うものとする。

3 学校に在積している在校生の発行手数料は無料とする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年3月12日一部修正。

令和5年10月1日一部修正。